

今、再び特定秘密保護法を考える

弁護士 深 草 徹

1 特定秘密保護法の現況

(1) 特定秘密保護法施行準備室

特定秘密保護法（以下単に「法」という。）は、昨年12月13日公布され、公布後1年以内に施行ということで、着々と準備が進められている。準備作業を担っているのは内閣官房・特定秘密保護法施行準備室（以下「準備室」という。）、その室長は同・内閣情報調査室次長が兼務している。

やや遡るが、法18条2項、3項に規定される有識者7名が選任され、その7名からなる情報保全諮問会議（以下「諮問会議」という。）の第1回会議が、本年1月17日に開催された。

第1回諮問会議では、出席した安倍首相から、「特定秘密の指定、解除や適性評価の実施に関する運用基準」や「特定秘密保護法の政令案」について議論をお願いしたい、委員から頂いた意見をしっかり受けとめると挨拶があったあと、各委員から意見がだされた。

各委員からは、国際的に遜色のない運用基準にすることが重要、ツワネ原則も参照しつつ議論を進めるべきだ、諮問会議が密室で行われているとの批判を受けることがないように議事運営してもらいたいなど積極的な意見も出されたが、渡辺恒雄座長が、会議として意見をまとめることはしない、様々な意見があるということで総理大臣に検討していただければよいと述べ、議論を打ち切った。

会議時間は全体で1時間ほど、森雅子担当大臣の締めの挨拶、事務方の準備室からは配布された「今後のスケジュール（イメージ）」と題するペーパーなど合計9点の資料の説明もあったであろうから、委員らによる議論の時間はそんなになかったのではないかと思われる。

いずれにしても諮問会議は、各委員は一方向的に意見を述べるだけで意見のとりまとめをしない、内閣総理大臣はそれを「しっかり受けとめる」だけ、実質的には内閣情報調査室の別働隊である準備室が全て取り仕切るというもので、早くも有名無実の存在であることが明らかとなった。

(2) その後の動き

その後の動きであるが、4月16日付準備室発表によると、以下のとおりで、第1回諮

問会議で配布された「今後のスケジュール（イメージ）」と題するペーパーどおり進行している。

準備室において、「特定秘密の指定、解除や適性評価の実施に関する運用基準素案」と「法施行のための政令素案」を、委員の意見を聞きながら作成中である。その素案ができあがった段階で、第2回諮問会議を開催してこれら素案についての意見を聞くことになる。そして夏ころにはパブコメを実施し、パブコメの意見を踏まえ、第3回諮問会議を開催、しかる後に閣議決定をする。

（3）特定秘密の指定及び解除並びに適性評価を監視する第三者機関

法18条4項は、「特定秘密の指定及び解除並びに適性評価の実施」について内閣総理大臣が行政各部を指揮監督する旨定めている。準備室は、その実施機関として、官房長官をヘッドにインテリジェンス・コミュニティ（内閣官房、外務省、防衛省、警察庁、公安調査庁の各省庁）次官級で構成する仮称「保全監視委員会」を内閣官房に設置するという構想を描いている。このような機関を、法律上何らの独立性保障、権限付与もなしに作ったとしても、特定秘密を多く取り扱う仲間内の談合機関に過ぎず、何らチェック機能を果たせないことは火を見るより明らかである。

さらに法附則9条は、特定秘密の指定及び解除の基準等を検証、監察するための独立した公正な新たな機関の設置、その他、特定秘密の指定及び解除の適正を確保するために必要な方策を検討し、所要の措置を講ずることを定めている。これに基づいて、準備室は、内閣府に審議官級（局長級）の仮称「独立公文書官吏監」を置き、その下に情報保全観察室において、指定・解除の適否等を検証・監察、行政文書の管理・廃棄を検証・監察させるという構想を描いている。しかし、これも法律上何らの独立性保障、権限付与の手当てもなされていないのであるから、有効に機能するとは到底思えない。

（4）国会に設置する特定秘密の指定等の監視機関

特定秘密を取り扱う関係行政機関の在り方及び特定秘密の運用の状況等について審議、監視する委員会を国会に置くとの、昨年12月5日付自民、公明、維新、みんなの4党合意がなされている。これに基づいて、仮称・情報委員会について、自民、公明から案が出され、検討が進められていた。

自民党案は、各院それぞれに設置し、法10条1項1号イの規定による各常任委員会、特別委員会等への特定秘密の提供が拒否された場合にのみその当否を審査することとしていた。公明党案は、両院合同で設置し、法101項1号イの規定による各常任委員会、特別委員会等への特定秘密の提供が拒否された場合だけでなく、常時、特定秘密の運用状況を監視することとしていた。

5月20日付「朝日」朝刊の報ずるところによると、各院に常設の「情報監視審査会」

を置くこと、同審査会は、常時監視型で秘密会とすること、問題があれば行政機関には改善勧告をすることという線で、合意をしたとのことである。

しかし、そのような審査会の設置ではいかほども働きも期待できないだろう。

私は、①法10条1項1号の規定を改正し、情報監視審査会は全ての情報にアクセスできるようにしなければならないこと、②広く国民から特定秘密の指定、解除、適正評価に関する苦情申し出を受け付けること、③審査会を秘密会とするかどうかはその都度審査会が決めること、④是正に関する強制権限を持つこと、⑤相当な調査スタッフをもつことなど、実効的監視機能を持つように本法を抜本的に改正する必要があると考える。

(5) ところで本法の廃止、抜本的改正を求める動きは粘り強く進められてはいるが、先の国会で反対した野党、即ち民主、生活、共産、社民の間で共同歩調がとれているように思われぬし、昨年12月初めのころの反対運動と比べると、勢いを欠くと言わねばならない。このままでは、政府の思うままに施行されてしまうことが強く危惧される。

そこで今一度、本法の危険性を確認しておく必要がある。

2 戦前秘密保全法制とスパイ防止法案の戒め

戦前秘密保全法制の双璧は、盧溝橋事件から日中戦争に突入した直後の1937年8月成立、同年10月施行され改正軍機保護法（以下単に「軍機保護法」という。）と、中国戦線の泥沼化と日米開戦に向かう1941年2月成立、同年5月施行された国防保安法である。

(1) 軍機保護法の概要

(保護される秘密)

第1条第1項「軍事上の秘密と称するは作戦、用兵、動員、出師其の他軍事上秘密を要する事項又は図書物件」⇒同条第2項で「前項の事項又は図書物件の種類範囲は陸軍大臣又は海軍大臣命令を以て之を定む」

これを受けて陸軍軍機保護法施行規則及び海軍軍機保護法施行規則で以下のように広範かつ抽象的に「軍事上秘密の事項又図書物件の種類範囲」が定められ、さらに陸軍大臣、海軍大臣が具体的な指定をすることとされた。このような法律構造のもとで「軍事上秘密の事項又図書物件」が無制限に拡大されてしまった。

陸軍軍機保護法施行規則

①宮闕守衛に関する事項、②国防、作戦又は用兵に関する事項、③編制、装備又は動員

に関する事項、④国土防衛に関する事項、⑤諜報、防諜又は調査に関する事項、⑥運輸、通信に関する事項、⑦演習・教育又は訓練に関する事項、⑧資材に関する事項、⑨軍事施設に関する事項、⑩図書物件に関する事項の10項目

海軍軍機保護法施行規則

①国防、作戦又は用兵に関する事項、②出師準備に関する事項、③軍備に関する事項、④諜報又は防諜に関する事項、⑤艦船部隊、官衙、又は学校に於ける機密（「軍機」又は「軍極秘」に属するものに限る）に属する教育訓練、演習又は研究実験の計画、実施若は其の成果、⑥通信に関する事項、⑦軍事施設に関する事項、⑧艦船、航空機、兵器又は軍需品に関する事項、⑨図書物件に関する事項の9項目

（処罰される行為と罰則）

単純探知収集は6月以上10年以下の懲役、公表目的又は外国若しくは外国のために行動する者に漏えいする目的の探知収集は2年以上の有期懲役、業務上知得領有者の漏えいは無期又は3年以上の懲役、業務上知得領有者の公表又は外国若しくは外国のために行動する者への漏えいは死刑、無期又は4年以上の懲役、探知収集かつ漏えいは無期又は2年以上の懲役、探知収集かつ公表又は外国若しくは外国のために行動する者への漏えいは死刑又は無期若しくは3年以上の懲役、偶然の原因で知得領有した者の漏えいは6月以上10年以下の懲役、業務上知得領有者の過失漏えいは3年以下の禁錮又は3000円以下の罰金等。

このように行為類型が細分化され、広範な行為が処罰対象となり、死刑、無期をも含む重罰が科された。

（2）国防保安法の概要

（保護される秘密）

第1条「国防上外国に対し秘匿することを要する外交、財政、経済其の他に重要な国務に係る事項にして」、以下のいずれかに「該当するもの及び之を表示する図書物件」

- ① 御前会議、枢密院会議、閣議又は之に準ずべき会議に付せられたる事項及其の会議の議事
- ② 帝国議会の秘密会議に付せられたる事項及其の会議の議事
- ③ ①、②の会議に付する為準備したる事項其の他行政各部の重要な機密事項

本法では、ただこれだけの規定がなされているだけである。まるで巨大な投網を投げ放った如く、広範多岐に亘る事項及び図書物件が「国家機密」とされてしまうことになった。

(処罰される行為と罰則)

業務上知得領有者の単純漏えいは5年以下の懲役又は罰金、業務上知得領有者の外国若しくは外国のために行動する者への漏えい又は公表は死刑又は無期若しくは3年以上の懲役、公表目的又は外国若しくは外国のために行動する者に漏えいする目的の探知収集は1年以上の有期懲役、外国若しくは外国の為に行動する者に漏えいし又は公表する目的で探知収集探知しかつ外国若しくは外国のために行動する者への漏えいし又は公表は死刑又は無期若しくは3年以上の懲役、一般の知得領有者が外国又は外国のために行動する者に漏えい又は公表は無期又は1年以上の懲役、国防上の利益を害する目的で「その用途に供される虞あることを知って」外国に通報する目的による外交、財政、経済その他に関する情報を探知収集は10以下の懲役、外国通謀又は外国の利益のため治安を害する事項の流布は無期又は1年以上の懲役、外国通謀又は外国の利益のために金融界の攪乱、重要物資の生産又は配給の阻害など国民経済の運行を著しく阻害する虞のある行為は無期又は1年以上の懲役、情状により罰金併科。

このようにおよそ想定される行為がこれでもかこれでもかと処罰対象とされ、罰則は死刑、無期懲役を含む重罰が科された。

(3) GHQ指令による廃止とスパイ防止法制定の企み

国民の権利・自由を不当に抑圧した戦前の治安・立法弾圧諸法令は、1945年10月13日、GHQ指令によってすべて廃止された。秘密保全法制もその中に含まれ、軍機保護法及び国防保安法も廃止されたのは当然であった。

GHQの廃止指令の根拠は、わが国の降伏条件を定めたポツダム宣言の第10条「日本政府は、日本の人民の間に民主主義的風潮を強化しあるいは復活するにあたって障害となるものはこれを排除するものとする。言論、宗教、思想の自由及び基本的人権の尊重はこれを確立するものとする。」との条項に基づいている。

この内容は、日本国憲法に引き継がれ、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重なる憲法三原則により、一層厳格に規定されるに至っている。従って、日本国憲法の下では、軍機保護法や国防保安法のような法律は認められないことになる筈である。

ところが戦後30年余り経過した1979年2月、自民党は、「スパイ防止法制定促進国民会議」を結成、それ以後スパイ防止法制定の「国民運動」を進めた。この「国民運動」は、「国際勝共連合」を実働部隊とし、神社本庁、成長の家、旧軍関係や自衛隊関係の団体(日本郷友連名、防衛協会、隊友会等)の全面的バックアップのもとに、地方レベルから積み上げていくという草の根運動として、地道に着実に展開された。その集大成として1985年6月、自民党単独の議員立法として「国家機密に係るスパイ行為等の防止に関する

る法律案」(スパイ防止法案)が国会に提出されたのであった。

(4) スパイ防止法案の概要

(保護される秘密)

第1条「この法律において『国家機密』とは、防衛及び外交に関する別表に掲げる事項に係る文書、図画並びに物件で、わが国の防衛上秘匿することを要し、かつ公になっていないものをいう」

ここにいう防衛事項は軍機保護法の「軍事上の秘密」とオーバーラップし、外交事項は国防保安法の「国家機密」の一部と重なる。

(処罰される行為と罰則)

①外国(外国のために行動する者を含む。以下同じ。)通報目的又は不当な方法による探知、収集した者が外国に通報し、わが国の安全に著しい危険を生させたとき死刑又は無期懲役、②国家機密取り扱い業務者等が業務上知得・領有して外国に通報し、わが国の安全に著しい危険を生させたときも同罪、③外国通報目的又は不当な方法による探知、収集した者が外国に通報したとき無期又は3年以上の懲役、④国家機密取り扱い業務者等が業務上知得・領有して外国に通報したとき同罪、①、②以外の者が外国に通報し、わが国の安全に著しい危険を生させたとき同罪、⑤外国通報目的で探知、収集した者2年以上の有期懲役、単純外交通報者同罪、⑥不当な方法で探知、収集した者10年以下の懲役、国家機密取り扱い業務者が漏えいしたとき同罪、⑦国家機密取り扱い業務者以外の者が漏えいしたとき5年以下の懲役

これら行為類型と罰則は、軍機保護法及び国防保安法に極めて相似していることが一目瞭然である。

しかしながら、スパイ防止法案は、野党、労働組合、日弁連、その他の団体、学者、知識人、マスコミ関係者を先頭に広範な市民の運動で廃案に追い込まれたのであった。しかし、自民党、草の根右翼の野望は潰えることはなく、2001年11月には、防衛秘密保護制度として自衛隊法改正により、その一部が達成されたのであった。

(5) 本法は、自民党の積年の野望の第一歩

本法は、「保護される秘密」は、スパイ防止法案よりは広く軍機保護法と国防保安法を足した範囲に近づいている。しかし、「処罰される行為と罰則」は、スパイ防止法案と対比するとよくわかるが、上記の⑥、⑦だけである。

そうすると本法は、自民党や草の根右翼にとってはゴールではないことは見えすいた道

理、上記自衛隊法改正から本法に歩みを進めたように、さらに本法からゴールに向けて歩み続けるだろう。

だから、私たちは、目を本法のみに留めていてはならない。その先どうなるかを見通さなければならない。

今、本法の廃止のために必死になって声をあげ、政府の描く本法施行のスケジュールを阻止しないと、たちまちのうちに次のステージに進められてしまうことになる。

3 本法のターゲットは一般国民である

(1) 軍機保護法の適用状況から

軍機保護法の制定過程で、政府委員は「狙いどころは他から来るところのスパイ、極めて稀に本邦人が彼らから唆されてそういうことをやる、ある極めてごく少数の一部、この一、二の欲望のために犯す、こういうのでございまして、他の国民全部は、この味方であり、全力を挙げて国家の不利なることは防ぐという日本国民の特性を十分信頼しての案でございまして」と胸を張った。

にもかかわらず帝国議会衆議院軍機保護法改正法律案特別委員会はその濫用を懸念して「本法において保護する軍事上の秘密とは不法の手段に非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て政府は本法の適用に当たりては須らく軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」との附帯決議をし、歯止めをかけようとしたのであった。

しかるに、軍機保護法は、いったん成立し、施行されるや、こんなことには頓着なく一人歩きを始め、一般の善良なる国民に激しく襲いかかった。政府委員の言明や議会の附帯決議はなんとうつろに響くことか。

統計資料や具体的な事例がそのことを証明している。

特高警察は、些細な事件で引っ張る、素直に頭を下げれば嚴重説諭して帰す、しかし反抗のないし日ごろの素行芳しからざる者は立件が無理な事案であっても身柄拘束して強引な取調べをして検事局に送致する、検事局は多くは不起訴とするが、特高警察のてまえ不起訴ばかりにはできず一部は起訴する、しかし、もともと些細な事件であるから有罪判決はごく少数に終わっている。

また特高警察は、敵国人がからんだ事件では、そもそも法違反が疑わしくても、徹底的に拷問を加え、重大犯罪事件に仕立て上げた。

具体的な事例を見てみよう。

- ① 北海道の電力会社員 A（当時 33 歳）が、北海道某駅構内待合室で、偶然、北海道某村住民 40 数名に対する召集令状が上級官庁職員から某村職員に交付されたときの状況を目撃、それを友人に話した。「偶然の原因により軍事上の秘密を知得領有した者がこれを漏えいした」（軍機保護法 5 条。法定刑は 6 月以上 10 年以下の懲役）にあたるとして検挙され、検事局に送致されたが不起訴（起訴猶予）となった。
- ② 福井県の漁協役員 B（当時 54 歳）が、舞鶴湾外の冠島に設けられた軍事施設を偶然発見、これを漁協組合長らに話した。上記同様軍機保護法 5 条違反として検挙、起訴され、懲役 6 月の刑に処せられた。
- ③ 大分県の無職 C（当時 28 歳）が、走行中の列車内から海軍航空隊所属施設を撮影した。「軍事上の秘密を探知収集した」（軍機保護法 2 条。法定刑は 6 月以上 10 年以下の懲役）にあたるとして検挙、起訴され、罰金 30 円の判決を受けた。
- ④ 広島県の船員 D（当時 28 歳）が、航行中に呉軍港に停泊中の艦船等を、個人的興味から日誌に記載した。上記同様軍機保護法 2 条違反として検挙され、検事局に送致されたが結果は不起訴（起訴猶予）となった。
- ⑤ 大阪の船員 E（当時 54 歳）が、門司海軍武官より交付を受けて保管していた図書を、某駅構内に不注意により置き忘れた。「業務により軍事上の秘密を知得領有者した者が過失によりの漏えいした」（軍機保護法 7 条。法定刑は 3 年以下の禁固亦は 3000 以下の罰金）として検挙、起訴され、罰金 3000 円の判決を受けた。
- ⑥ 最後は有名な宮沢・レーン事件。少し詳しく事件紹介をしよう。

宮沢弘幸（1918年8月8日生）は、北海道帝国大学工学部生、柔道部に所属する剛毅で健康そのものというべき人であった。1941年夏、単身、灯台監視船羅州丸に便乗して千島諸島をめぐる旅行をした。その帰途の汽車で、たまたま乗り合わせた乗客から、根室には海軍飛行場施設とそこの指揮官は兵曹長であるとの話を聞いた。旅行から帰った宮沢は、北大予科時代から英語を教えもらい交流のあった外国人講師ハロルド・レーン及びその妻ポーリン・レーン（いずれも米国人）に会い、見たまま、聞いたままに旅の土産話をした。その中に際に汽車の中で聞いた根室空港の話にも及んだ。

なんとこれが重大スパイ事件仕立て上げられ、日米開戦当日の1941年12月8日、強制捜査が始まったのである。

宮沢は、「軍事上の秘密を探知収集し、かつ漏えいした」罪（軍機保護法 4 条 2 項。法定刑は無期若又は 2 年以上の懲役）に犯したとして逮捕された。そして、札幌、夕張、江別

警察署で特高警察の手により「逆さ吊り」の拷問を伴う激しい取り調べを受け、筋書き通り自白させられた。

一方、レーン夫妻は、宮沢から聞いた話を米国大使館駐在武官に伝えたなどと虚偽の事件をでっち上げられ、「軍事上の秘密を探知収集し、かつ外国へ漏えいした」罪（軍機保護法4条2項。法定刑は死刑又は無期若しくは3年以上の懲役）を犯したとして逮捕され、これまた特高警察の手により激しい拷問を伴う取り調べがなされ、これまた筋書きどおり自白させられた。

驚くべきことに宮沢は懲役15年、ハロルド・レーンは懲役15年、ポーリン・レーンは懲役12年の刑に処せられてしまった。

問題になった根室の海軍飛行場は実は世間に広く知られた存在であった。たとえば1931年、リンドバーグの太平洋横断後の着陸地として世界中に報道されたし、1940年発行の大阪毎日・東京日日新聞社編の「ニッポン世界一周大飛行」に随所に書かれていた。また1934年、根室の地域新聞「根室日報社」が発行した新聞紙に添付された変わり絵はがき「根室千島鳥瞰図」（縦約15センチ、横約50センチのカラー印刷で、はがき状に折りたたんで添付されてあった）にも明記されていた。ほかに根室駅や土産物店などで広く売られていた絵はがきや根室町（当時）が1933年に発行した「根室要覧」（自治体の要覧）にも記載されて住民に広く知られていた。レーン夫妻も、宮沢が話した根室空港はリンドバーグの着陸地点としてかねて知るところであったと供述している。

だから客観的にみて、そもそもこれが「軍事上の秘密」にあたるという認識を持つことを期待することはできないものであったのである。

さらに問題であったのは、宮沢は、汽車の中で乗り合わせた客が話すのをたまたま聞いただけであるから、探知収集したわけではない。ましてや上記附帯決議にいう「本法において保護する軍事上の秘密とは不法の手段に非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て政府は本法の適用に当たりては須らく軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」に照らせば、探知収集罪に問疑すべき行為は存在しなかったのである。

このように恐るべき猛威をふるった軍機保護法の下で、一般の善良なる国民は、災いを避けるために、自ら耳や口を塞ぎ、ただひたすら大本営発表を信じるばかりの境地に追い込まれた。軍機保護法が実際に示したこのような絶大な威力は、本法に関しても決して忘れてはならない。

(2) 「一般の人は『特定秘密』に触れることはありません」は本当か

政府・自民党は、本法は一般の人を対象にするものではないかの如き趣旨の答弁、説明をした。

それが特定秘密取り扱い業務者など特別の地位・職務にある人の特定秘密漏えいのみを対象とし、一般市民はそもそも処罰対象とはならないという意味であれば、法24条、25条に明確に反する。よって虚偽答弁、虚偽説明である。

またそれが善良な一般市民は、本法で規定する犯罪行為をなすことは想定されていないという意味であれば、既に述べた軍機保護法の経験に照らし、にわかには信じるわけにはいかない。

具体例を見てみよう。

自民党のWEB版ニュース「The Jimin NEWS」No167（ニュース167）という。）は、以下のケースをとりあげて、「このような場合Aさんが処罰の対象となることはありません」と断じている。しかし、これは空手形である。

A子さんとB男さんは大学時代の同窓会で再会した。A子さんから「今何しているの」と尋ねられ、B男さんは「防衛産業で・・・」と近況報告を始めた。

「もっと聞かせて」とA子さんに促され、酔ったB男さんは「ミサイルを研究していてね。実はあまり知られていない話だけれど」と続けた。数年前、北朝鮮から発射されたミサイルが途中で失速して海に落ちたが、「もし失速していなかったらこの辺に落ちていたかもしれないよ」と披露。

翌日、A子さんはブログに「同窓会で再会したB男さんビックリする話をしてくれた」と書き込んだ。ある防衛マニアがブログを見て、「ミサイルの飛ぶコースを推測して描き、ネット上で拡散させた」

B男さんは防衛省からミサイル関連業務を委託された防衛産業の勤務先で、北朝鮮のミサイルの軌道計算もしくは関連の業務に従事し、落下地点の予測情報を知得していたこと（特定秘密取り扱い業務者であること）及び対象となる情報は、法・別表1のロ、ハにより、特定秘密に指定されること（安倍首相が参議院特別委で「ミサイルの軌道計算を民間にやってもらうことはある。そこには守秘義務がかかる。」と答弁している。）ことが前提である。

このケースで、警備公安警察が、牙をむいたとしよう。彼らにとっては、A子さんを犯罪者に仕立て上げるのはいとも簡単なことなのである。

まずB男さんが、本法において、特定秘密漏えい罪に該当し、10年以下の懲役（情状により10年以下の懲役及び千万円以下の罰金）に問われることになるだろう。

一方、A子さんは、酒に酔って調子に乗ったB男さんに「もっと聞かせて」と促し、情報を取得したことが「特定秘密漏えい教唆」（もしくは「特定秘密不正取得」）にあたるかどうかを検討することになる。

上記ニュース167はA子さんに問題の情報が特定秘密であることの認識がないから「故意」がないと安易に断定をしている。しかし、これは捜査過程で「故意」がどのように自白させられているか、或いは刑事裁判において「故意」がどのようにして認定されるのかという捜査、裁判実務を全く無視した子供だましの議論である。

「故意」には確定的故意と未必の故意がある。たとえば人を包丁で刺した場合、「殺害することまでは考えていませんでした」といくら弁明に努めても、使用凶器が刃体の長さ30cmの刺身包丁で、腹部を刺したとなれば、「腹部を刺せば死ぬかもしれないとは思いましたが、怒りにまかせてどうでもいいやと思って刺しました。」などという自白をとるのは捜査官のお手のものである。

裁判になってから争っても裁判所は、「殺害する」との確定的故意は認めなくても「刺せば死ぬかもしれない」との認識・認容はあったとして、未必の殺意を認定してしまうのである。

突然の逮捕、あるいは逮捕ではなくとも警察署に呼び出され、警察官からの取調べで、A子さんは動揺し、追い詰められている。警察官によって、B男さんが酔っているのを幸いにもっと聞かせてと促し、北朝鮮ミサイルの落下地点の話聞き出したのだろうと追及される。B男さんは防衛産業に勤務していること、北朝鮮のミサイルの落下地点などということは新聞、テレビでも一切報道されておらず、ミサイル破壊命令が出ているかどうかとも防衛省は秘匿していると新聞で報道されていたことなどを捜査官から示唆される。

警察官がA子さんに、「これは我が国の安全保障にかかわる重要な情報であり、ひょっとすれば特定秘密に指定されているかもしれないということはわかりました。それでも抑えきれず、B男さんが酔っているので話を続けさせようと思いました。」というようなことをA子さんに自白させることはいとも簡単なことである。裁判所もその自白を認めてしまうことは十分に考えられる。

そうするとA子さんは、「特定秘密漏えい教唆」に該当し、5年以下の懲役刑に問われることになる。（状況によっては「我が国の安全を害する目的」があったと認めさせられて「特定秘密不正取得罪」にあたりとされるおそれもある。その場合には10年以下の懲役もしくは情状により10年以下の懲役及び千万円以下の罰金）に問われることになる。

仮に、幸運にして、A子さんの犯罪が不成立であっても、A子さんは被疑者として、或いはA男さんの重要な参考人として厳しい取り調べを受けることであろう。

軍機保護法の恐ろしい歴史から学ぶべきことはこういうことなのだ。本法もきっと善良なる一般国民に襲いかかるであろうこと、ゆめゆめ忘れてはならない。

4 終章

まだ考えておかなければならないことがある。

第一に、本法の恐るべき効用は、平常時においては、政府がこれを手にしていること自体により、既に生じているということである。

平常時の政府は、全ての特定秘密漏えい事件、全ての特定秘密不正取得事件に、無差別に本法を適用するわけではない。そんなことをしていると、国民もマスコミも、常にこれに反対する声を上げ、世論は常に沸騰し、悪法撤廃の運動が途切れることなく続くことになる。抜き身の刀を持ち続けると、自らが大怪我をする。

平常時の政府は、本法があること自体で、公務員にも、国民にも、またマスコミにも、十分に萎縮させるに足りる効果が及んでいることを知っているから、雑魚をいちいち採るような愚かなことはしない。あるいは実害がなければ立件しない。そしてこれぞと思う事件を選んで本法を発動し、一部マス・メディアにリークして、許しがたい重大スパイ事件としてキャンペーンをはらせる。

丁度、いずれも毎日新聞がからんだ1946年2月と1971年6月の二つの西山事件のように。政府は、1946年2月の西山事件は放置し、1971年6月の西山事件には牙をむいて襲いかかった。前者は、GHQ・政府関係者の意に沿う秘密漏えいであったから西山柳造記者も毎日新聞も無傷であったが、後者は時の権力者佐藤栄作首相に極めて不都合な情報の漏えいであり、虎の尾を踏んでしまったのだ。

1972年3月27日、衆議院予算委員会。日本社会党衆議院議員横路孝弘氏は、沖縄返還協定に係る違法・不当な密約を暴露し、佐藤栄作首相と政府を追い詰めた。しかし、詰めと防御が甘かったために逆襲されてしまった。佐藤首相は、西山太吉記者が逮捕された後の1972年4月8日、参議院予算委員会において、「国家の秘密はあるのであり、機密保護法制定はせひ必要だ。この事件の関連でいうのではないが、かねての持論である。」述べた。彼は、余裕を取り戻し、得意の目玉でぎょろりと周囲を睨み、凄みをきかしたそうである。

この逆襲によって西山太吉記者は記者生命を失い、毎日新聞は経営危機に陥り、事件の打撃はマスコミ全体に及んだ。佐藤元首相はノーベル平和賞に輝いた。

第二に、政府にとっては本法がゴールでないことは既に述べたとおりであり、次のステージに進めることを虎視眈々と狙っているということである。即ち、政府は、上述のスパイ防止法案程度に処罰される行為と罰則を整備しようとしているのだ。そのためには最大限ずる賢くふるまうであろう。

国民弾圧の奥義は、古来、泳がせ政策である。政府は、特定秘密の漏えいや不正取得事件を適当に起させる。その上で、本法には不備があると騒ぎ立てるのである。丁度、本法制定過程におけるわが国はスパイ天国、現行法には不備がある、秘密保護法がどうしても必要だと騒ぎ立てたように。

そしてグレードアップした秘密保護法を、今度は非常時、戦時に濫用し、国民を沈黙させる。そのときにこんな筈ではなかったのにと嘆いてももう遅い。

(了)

※戦前秘密保全法制については、私の論文「戦前秘密保全法制に学ぶ」を参照して頂きたい。<http://t.co/yszR7VH81S>

※二つの西山事件については、私のブログ「弁護士深草徹の徒然日記」の2014年5月5日の記事「二つの西山事件―権力はここぞというときに牙をむく―」

<http://t.co/HXs2L5418f>

を参照して頂きたい。

参考文献

- 1 内閣官房ホームページ：特定秘密保護法施行準備室の項
- 2 藤原彰・雨宮昭一編「現代史と『国家秘密法』」(未来社)
- 3 伊達秋雄「軍機保護法の運用を顧みて」(ジュリスト1954年6月)
- 4 林武・和田朋幸・大八木敦裕「研究ノート 軍機保護法等の制定過程と問題点」(防衛研究紀要第14巻1号)
- 5 横山恭三「戦前と現在のスパイ防止法」(防衛取得研究第6巻第1号)
- 6 横浜弁護士会編「資料・国家秘密法―議会論議と事例から―」(花伝社)
- 7 閲覧軍機保護法、軍用資源秘密保護法、国防保安法の全法文(ネットで閲覧できる、中野文庫)
- 8 田島泰彦・清水勉編「秘密保全法批判―脅かされる知る権利」(日本評論社)
- 9 五百旗頭真「占領期 首相たちの新日本」(講談社学術文庫)

- 10 鈴木昭典「日本国憲法を生んだ密室の九日間」(創元社)
- 11 澤地久枝「密約 外務省機密漏洩事件」(岩波現代文庫)
- 12 自民党のWEB版ニュース「The Jimin NEWS」No167